

copro

株式会社コプロ・ホールディングス

第15回定時株主総会招集ご通知

日 時	2021年6月24日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室
議 案	剰余金処分の件

<新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防及び拡散防止のため、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主さまにおかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り、議決権行使書面の郵送またはインターネットによる方法にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第15回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第15期は、当社や社会にとって大きな転換期であったと考えております。新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るい、雇用への影響や人々の生活に暗い影を落としております。一方、当社は2020年9月に東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部に市場変更を致しました。

当社は第15期より「改革と挑戦」をテーマに掲げ、働き方改革への対応や原価率の改善、今後の爆発的成長を見据えた営業改革や新基幹システムによる業務の効率化、海外事業の本格化など、足元の収益を支える既存ビジネスの変革と、新しいビジネスへの挑戦を推し進め、永続的な企業価値の向上に努めてまいります。

また、株主の皆さまをはじめ、あらゆるステークホルダーに信頼され、広く社会に貢献できる企業となるよう、一丸となって精励してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長

清川 甲介

役員一覧



専務取締役

小 粥 哉 澄



常務取締役

齋 藤 正 彦



取締役

越 川 裕 介



社外取締役

葉 山 憲 夫



社外取締役

藤 巻 正 司



常勤監査役

星 野 義 明



社外監査役

春 馬 学



社外監査役

大 倉 淳

証券コード 7059
2021年6月7日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社コプロ・ホールディングス
代表取締役社長 清 川 甲 介**第15回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後6時まで3ページのご案内にしたがって書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
大名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 議案 | 剰余金処分の件 |

以 上

第15回定時株主総会ライブ配信のご案内

ご自宅から本総会をご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。本総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ少人数で開催させていただきたく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

ライブ配信視聴 URL



<https://api01-platform.stream.co.jp/apiservice/lplt3/NzQwNw%3d%3d%23MQ%3d%3d%23280%23168%230%232FE7A0D9E000%23MDoyOjc6YTpmOzEw%23>



※ ご使用機器や通信環境によってご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料につきましては株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

※ その他詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

当社ウェブサイト

<https://www.copro-h.co.jp/>

本招集ご通知の添付書類に関するご案内

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類（ご参考）を除く）には、本招集ご通知の添付書類に記載されたもののほか、当社ウェブサイトに掲載された「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.copro-h.co.jp/>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権行使書	基本日現在のご所有株式数 XX 株
	議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

〇〇〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

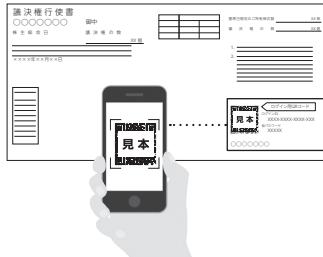
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

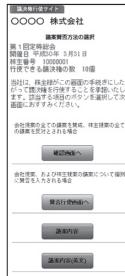
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

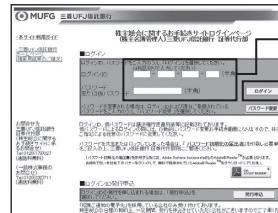
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

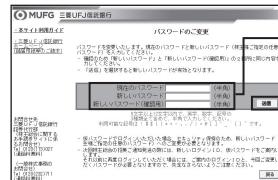
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して決定する方針であります。

当期の期末配当につきましては、2020年9月11日の当社株式の東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部への市場変更を記念し、1株当たり5円の記念配当を実施するとともに、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 55円（普通配当 50円＋記念配当 5円）
総額 262,560,815円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中対立に起因する国際的な緊張状態の継続に加え、自国優先の保護主義の高まり、G A F Aなどの一部の寡占企業への利益集中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、先行き不透明な状況で推移しました。国内建設業界においても、経済対策による公共投資の下支えがあったものの、かかる経済環境の不透明感から、民間投資の手控えが見られ、弱含みの状況でした。その中、人材派遣業界においては、国内の労働人口の減少により、多くの業界が人材確保に苦慮しているため、需要は引き続き活況となりました。特に、当社グループの主要顧客が属する建設・プラント業界においては、増加する需要に対し、技術者の高齢化及び若手不足が急速に進行しており、派遣技術者の利用は今後も増加すると見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、国内事業において、新規支店（新潟支店、千葉支店、静岡支店、北九州プラント支店）の開設及び既存支店の再構築により事業基盤を強化するとともに、人材育成施設「監督のタネ」を新規開設及びリニューアルし、当社技術社員の育成環境を整備いたしました。また、ニューノーマル時代の経営環境に柔軟に対応すべく、テレワークの導入やWEBによる社員研修、ICTを活用した事業活動の進化等、抜本的な事業改革と業務効率化に取り組みました。この結果、2021年3月期末の技術社員数は2,020人と前期末に比べ36人増加し、連結売上高は15期連続の増収となりました。

一方、売上原価率の改善と当社社員の待遇改善の原資獲得のため、派遣先へのチャージアップ交渉（技術社員の売上単価アップ）を継続し、第4四半期の売上原価率は改善傾向に転じたものの、通期累計では2020年4月施行開始の同一労働同一賃金制度の影響を受け、前期実績を上回って推移いたしました。

海外事業においては、2020年4月に東南アジアにおける情報収集及び事業戦略機能の構築を目的としたシンガポール現地法人COPRO GLOBALS PTE. LTD.を設立いたしました。

2020年9月には、当社グループの一層の事業拡大と企業価値向上を目指し、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部へ上場市場を変更いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高14,836,579千円（前期比13.1%増）、営業利益1,437,722千円（同9.7%減）、経常利益1,439,718千円（同9.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,009,179千円（同6.9%減）となりました。

なお、当社グループは建設技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は227,732千円であり、うち主な内訳は、支店の開設・移転等による建物及び構築物の取得84,217千円、支店の開設・移転に伴う工具、器具及び備品の取得26,845千円、2022年3月期の本社移転による建設仮勘定9,460千円、新規基幹システム開発等によるソフトウェア仮勘定97,075千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、今後の積極的な事業展開を推進していくための資金需要に対して、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として2019年11月に取引銀行2行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、本コミットメントラインに基づく借入実行残高はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 12 期 (2018年3月期)	第 13 期 (2019年3月期)	第 14 期 (2020年3月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	8,962,680	10,819,368	13,122,871	14,836,579
経 常 利 益(千円)	884,753	1,336,638	1,585,296	1,439,718
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	608,197	938,864	1,084,160	1,009,179
1株当たり当期純利益(円)	74.17	113.76	115.08	106.74
総 資 産(千円)	5,400,725	7,474,681	8,030,522	8,514,344
純 資 産(千円)	2,704,034	4,692,806	5,487,966	6,272,402
1株当たり純資産(円)	329.76	498.18	582.09	656.54

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しております。第12期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 人材確保及び育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を獲得していくか、また、いかに在籍する派遣技術社員のスキルを高めていくかが重要な課題の1つです。高スキルエンジニアの採用は売り手市場が継続する見通しであるため、主力のWeb媒体に加え、在籍する社員からの紹介等も活用し、高付加価値な人材の獲得を推進してまいります。また、自社運営求人サイト「現キャリア」の更なる集客強化・機能性向上を図るとともに、中長期的な事業成長を担う人材を確保するため、引き続き新卒採用にも注力いたします。

人材の育成については、東京・千葉・名古屋・大阪の全国4拠点で運営する教育施設「監督のタネ」において、より実践的な研修プログラムの開発・導入を進めております。また、各種資格取得支援やリモート研修体制の拡充により、派遣技術社員のキャリアアップを促進いたします。

また、派遣技術社員に対するフォローを当社営業社員が一貫して行い、派遣技術社員の就業状況や健康状態を細やかにサポートするための各種施策を通じて、定着率の向上を図ってまいります。

なお、当社グループの期末に在籍する派遣技術社員数は下表のとおりであります。

期間	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
派遣技術社員数	1,297人	1,591人	1,984人	2,020人

② 法改正への対応

2020年4月1日に施行された改正労働者派遣法の主要改正点は下記のとおりです。

- ・派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との不合理な待遇差を解消すること等を目的とする。
- ・下記のいずれかの方式を選択する。

① 派遣先均等・均衡方式／派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇

② 派遣元労使協定方式／一定の要件を満たす労使協定による待遇

上記改正への対応は、我が国が目指す「派遣労働者の同一労働同一賃金」の方針に基づいており、当社グループの持続的な成長にも繋がるものと認識しております。当社グループは、今後も法改正に伴う経営環境の変化に適切に対応しつつ、引き続き事業の安定・拡大に努めてまいります。

③ 営業力強化

継続的な成長のためには、既存取引の維持・新規顧客の開拓に加え、顧客企業の新たなニーズを引き出すことで取引件数を増加させる必要があります。

このために当社グループは、重点企業へのアプローチを集中して行い、多くの案件を獲得することを目指してまいります。また、営業プロセスの再構築、マッチングの強化、ツール導入による業務効率化を進め、顧客・案件情報の集約・分析することで、100%近い稼働率を維持し、高単価な就業先へのシフトが臨機応変に実施できるよう取り組んでまいります。

④ 長時間労働の抑制

昨今の労働行政においては、働き方改革関連法案の施行により長時間労働に対する指導・監督が強化されており、企業側に従業員へのきめ細かな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループ派遣技術社員が当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないよう、IT端末貸与によりリアルタイムに勤怠状況が把握できる体制を整備するとともに、派遣先に対して段階的な改善を要請する通知を提示する等、適宜適切な措置を講じ、労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社コプロ・エンジニアード、COPRO GLOBALS PTE. LTD.）により構成され、建設業界を中心とした人材派遣・人材紹介事業を主な事業内容としております。

(5) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本	社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
---	---	-----------------------

② 子会社

株式会社コプロ・エンジニアード	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
COPRO GLOBALS PTE. LTD.	シンガポール共和国

(注) COPRO GLOBALS PTE. LTD.につきましては、2020年4月1日に設立いたしました。

(6) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,280名	38名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60名	12名増	36.2歳	2.1年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社コプロ・エンジニアード	30,000千円	100.0%	人材派遣・人材紹介事業
COPRO GLOBALS PTE. LTD.	SGD 250,000	100.0%	ASEANにおける人材育成及び人材派遣事業・人材紹介事業

(注) 1. COPRO GLOBALS PTE. LTD.につきましては、2020年4月1日に設立いたしました。
 2. 2021年4月1日に、当社の子会社であるCOPRO GLOBALS PTE. LTD.が、ベトナム社会主義共和国にCOPRO VIETNAM CO., LTD.を設立いたしました。
 3. 当社は、2021年4月27日開催の取締役会決議により、同年4月30日付で株式会社アトモスの全株式の取得を完了しました。なお、内容の詳細につきましては、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①株式の上場市場変更

当社は、2020年9月11日付で東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場から東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

②孫会社の設立

2021年4月1日に、当社の子会社であるCOPRO GLOBALS PTE. LTD.が、日系ゼネコン企業及び日系プラント企業の多くが進出しているベトナム社会主義共和国における人材育成及び人材派遣事業・人材紹介事業体制の構築に向け、当社グループ初となる海外事業子会社としてベトナム社会主義共和国にCOPRO VIETNAM CO., LTD.を設立いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,000,000株 |
| ③ 株主数 | 2,398名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社リタメコ	2,100,000	44.0
清川 甲 介	604,716	12.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	268,800	5.6
野村信託銀行株式会社 (投信口)	170,400	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	157,100	3.3
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	140,100	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	79,700	1.7
蔭山 恭一	60,000	1.3
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	57,500	1.2
森 實 厚 裕	50,000	1.0

(注) 1. 当社は、自己株式を223,167株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月20日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し自己株式1,808株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は40,000,000株に、発行済株式の総数は10,000,000株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2017年 3月31日	2018年 3月12日
新 株 予 約 権 の 数	37,600個	25,700個
区 分 及 び 保 有 者 数	取締役 2名	取締役 3名 監査役 3名
新株予約権の目的となる株式の数	(新株予約権 1個につき 37,600株 1株)	(新株予約権 1個につき 25,700株 1株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 発 行 価 格	無償	無償
権利行使時 1株当たりの行使価額	1個あたり 755円	1個あたり 1,350円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2019年 4月 1日から 2027年 3月31日	2020年 3月13日から 2028年 3月12日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等(以下「当社の従業員等」という)の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。	予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等(以下「当社の従業員等」という)の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。

(注) 当社は、2021年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」については、当該株式分割前の株式数及び金額を記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 川 甲 介	株式会社コプロ・エンジニアード 代表取締役社長
専 務 取 締 役	小 粥 哉 澄	事業本部長 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役
常 務 取 締 役	齋 藤 正 彦	管理本部長 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役
取 締 役	越 川 裕 介	人事戦略本部長 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役
取 締 役	葉 山 憲 夫	社会保険労務士法人葉山事務所 所長 株式会社東名 社外監査役
取 締 役	藤 巻 正 司	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	星 野 義 明	株式会社コプロ・エンジニアード 監査役
監 査 役	春 馬 学	春馬・野口法律事務所 パートナー 株式会社ネクステージ 社外監査役 ポパール興業株式会社 社外監査役
監 査 役	大 倉 淳	大倉会計事務所 代表 名南M&A株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役葉山憲夫氏及び藤巻正司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役春馬学氏及び大倉淳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役の葉山憲夫氏及び藤巻正司氏、社外監査役の春馬学氏及び大倉淳氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役大倉淳氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
向 井 一 浩	2020年6月24日	任期満了	取締役人財開発本部長 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役
保 浦 知 生	2020年6月24日	任期満了	取締役財務経理部長 株式会社コプロ・エンジニアード 取締役
小 島 義 博	2020年6月24日	任期満了	社外取締役 弁護士法人森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィス代表

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

I 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員報酬の決定方針

当社の役員報酬の決定方針は、次のとおりであります。

- 1.継続的な企業価値の向上と業績向上へのインセンティブとして機能する報酬とし、株主との価値を共有します。
- 2.役割と責任に見合った、かつ優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- 3.説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

b. 役員報酬の決定プロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の3名以上で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬諮問委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

c. 職位別の報酬構成

取締役（社外取締役を除く）

- ・基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬で構成しております。
- ・業績連動報酬において目標を達成した場合は、理論上おおよそ、「基本報酬60%、業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が40%」の報酬構成比となるよう設計しております。

社外取締役

- ・独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみを支給しております。

監査役

- ・順法監査を行う立場であることを鑑み、基本報酬のみを支給しております。

d. 報酬体系

報酬等の種類	給付形式 固定/変動	報酬等の内容
基本報酬	金銭 固定	<ul style="list-style-type: none"> ・経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準とします。 ・役割責任に応じた固定報酬として支給します。
業績連動報酬	金銭 変動 (単年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益額を指標としています。 ・連結純利益を基準に算出した理論総原資額を役位に応じた比率で配分し、これに担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価、ガバナンス体制貢献度等による係数を掛けることで、報酬額を決定します。なお、理論総原資額は当期連結純利益の8%、業績評価等係数は0.7~1.3です。 <p>※計算式 業績連動報酬 = {(連結純利益額 × 8%) × 当社報酬ガイドラインで定める役位比率} × 当社報酬ガイドラインで定める業績評価等係数</p>
譲渡制限付株式報酬	非金銭 変動 (中長期)	<ul style="list-style-type: none"> ・株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして導入しています。

II 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	275 (12)	175 (12)	96 (-)	3 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18 (10)	18 (10)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	293 (23)	193 (23)	96 (-)	3 (-)	12 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結純利益であり、その実績は1,084百万円であります。当該指標を選択した理由は、年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるためであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役0名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役2名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2017年2月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

I 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役葉山憲夫氏は社会保険労務士法人葉山事務所の所長であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社東名と当社との間には利害関係はありません。

取締役藤巻正司氏はティー・ハンズオンインベストメント株式会社の代表取締役であり、同社は当社と利害関係はありません。

2020年6月24日付で退任いたしました取締役小島義博氏は弁護士法人森・濱田松本法律事務所の名古屋オフィス代表であり、同所は当社と利害関係はありません。

監査役春馬学氏は春馬・野口法律事務所のパートナーであり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社ネクステージ、ポパール興業株式会社と当社との間には利害関係はありません。

監査役大倉淳氏は大倉会計事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である名南M&A株式会社と当社との間には利害関係はありません。

II 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

Ⅲ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 葉山憲夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席しております。同氏は特定社会保険労務士の資格を有し、取締役会において、主に労務関連の専門的な知見及び豊富な実績から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 藤巻正司	2020年6月24日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席しております。同氏は取締役会において、主に経験豊富な経営管理の観点から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 春馬学	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は弁護士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に公正な経営に関し、会社法等の専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 大倉淳	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に会社財務等に関し、専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社であるCOPRO GLOBALS PTE. LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMG（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、下記の通り「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

1. 当社及び当社子会社（以下「コプログループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役は、コプログループにおけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を目的として制定した「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 2. 当社の取締役は、「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査部門は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 3. 当社の取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 4. 当社の管理部門を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、コプログループにおける法令違反又は「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、使用人にその実践を促す。
 5. 当社の経営会議メンバーは、コプログループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてリスク管理部門は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 7. 当社の管理部門が内部統制システムの整備を推進する。
 8. 当社の管理部門がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況をモニタリングする。
 9. コプログループの使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整える。

II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の管理については、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報管理体制を確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、リスク管理委員会で審議し、コプログループ全体で横断的に推進する。
2. 当社の取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
3. 当社の株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
4. 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
5. 個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

III. コプログループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コプログループの事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
2. 当社の管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
3. コプログループは、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の検討、審議等及び事故等への対応のためにリスク管理委員会を設置する。
4. リスク管理委員会メンバーは、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
5. リスク管理委員会メンバーは、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、コプログループのリスク管理の実施について監督する。
6. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他不正リスク等リスク管理の観点から重要な事項については、リスク管理委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては当社の取締役会において報告する。

7. コプログループの事業部門及び当社の管理部門は、コプログループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する当社のスタッフ部門及び当社のグループ経営会議にてその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、当社の取締役及び監査役に報告する。
 8. コプログループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査部門が監査を行う。
- IV. コプログループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社の取締役会は、各部門長に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
 2. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 3. 当社の取締役会は、コプログループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 4. 各部門長は、当社の取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
 5. コプログループの取締役及び各部門長の職務執行状況については、適宜、当社の取締役会に対して報告する。
 6. 各部門長その他の使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- V. コプログループにおける業務の適正を確保するための体制
1. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
 2. 当社は、コプログループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
 3. コプログループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項についてはグループ経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

4. 当社の内部監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
 5. 当社の監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、コプログループにおける業務の適正の確保のため、内部監査部門と意見交換等を行い、連携を図る。
 6. 当社は、コプログループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び当社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。また、内部環境及び外部環境の重要な変化があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、変更の有無を検討する。
- VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 当社の監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、監査役の職務を補助する能力と知識を備えた使用人を置く。
 2. 同使用人の人事異動、評価等については常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- VII. コプログループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 2. 当社の管理部門長は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 3. 当社の管理部門長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
 4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 5. コプログループは監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

Ⅷ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
2. 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
3. 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。
4. コプログループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,407,586	流動負債	2,162,989
現金及び預金	5,320,538	1年内償還予定の社債	70,000
売掛金	1,880,186	リース債務	14,560
その他	207,297	未払金	1,130,440
貸倒引当金	△435	未払法人税等	158,746
固定資産	1,106,757	未払消費税等	449,936
有形固定資産	357,315	賞与引当金	52,661
建物及び構築物	272,809	資産除去債務	28,169
建設仮勘定	28,270	その他	258,476
その他	56,235	固定負債	78,952
無形固定資産	160,709	リース債務	4,464
リース資産	7,776	資産除去債務	74,487
その他	152,933	負債合計	2,241,942
投資その他の資産	588,733	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	117,660	株主資本	6,272,073
その他	471,072	資本金	30,000
		資本剰余金	1,230,530
		利益剰余金	5,012,823
		自己株式	△1,279
		その他の包括利益累計額	328
		為替換算調整勘定	328
		純資産合計	6,272,402
資産合計	8,514,344	負債純資産合計	8,514,344

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,836,579
売上原価		10,539,032
売上総利益		4,297,547
販売費及び一般管理費		2,859,825
営業利益		1,437,722
営業外収益		
受取利息	49	
受取賃貸料	1,140	
受取和解金	3,762	
その他	80	5,033
営業外費用		
支払替利息	841	
支払替差損	325	
支払保証料	903	
減価償却費	750	
その他	216	3,037
経常利益		1,439,718
特別利益		
保険解約返戻金	90,676	90,676
特別損失		
減損損失	87,150	
固定資産除却損	4,397	91,548
税金等調整前当期純利益		1,438,846
法人税、住民税及び事業税	417,018	
法人税等調整額	12,648	429,667
当期純利益		1,009,179
親会社株主に帰属する当期純利益		1,009,179

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 定	
当連結会計年度期首残高	30,000	1,172,858	4,286,538	△1,430	5,487,966		5,487,966
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△282,894		△282,894		△282,894
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,009,179		1,009,179		1,009,179
自 己 株 式 の 取 得				△208	△208		△208
自 己 株 式 の 処 分		57,672		359	58,031		58,031
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						328	328
当連結会計年度変動額合計	－	57,672	726,284	150	784,107	328	784,435
当連結会計年度末残高	30,000	1,230,530	5,012,823	△1,279	6,272,073	328	6,272,402

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,696,998	流動負債	372,313
現金及び預金	2,481,195	1年内償還予定の社債	70,000
売掛金	153,407	リース債務	8,574
前払費用	37,745	未払金	93,111
未収入金	705	未払費用	11,533
その他	24,076	未払法人税等	97,449
貸倒引当金	△131	預り金	12,396
固定資産	676,816	賞与引当金	12,867
有形固定資産	40,305	資産除去債務	26,512
建物	4,062	その他	39,868
工具、器具及び備品	6,163	固定負債	1,181
リース資産	1,809	リース債務	1,181
建設仮勘定	28,270	負債合計	373,494
無形固定資産	140,635	純資産の部	
借地権	5,900	株主資本	3,000,320
ソフトウェア	9,310	資本金	30,000
リース資産	6,966	資本剰余金	1,230,530
ソフトウェア仮勘定	118,459	その他資本剰余金	1,230,530
投資その他の資産	495,874	利益剰余金	1,741,069
関係会社株式	119,077	利益準備金	7,500
保険積立金	220,838	その他利益剰余金	1,733,569
繰延税金資産	52,522	繰越利益剰余金	1,733,569
その他	103,435	自己株式	△1,279
資産合計	3,373,815	純資産合計	3,000,320
		負債純資産合計	3,373,815

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		1,609,037
営 業 費 用		983,750
営 業 利 益		625,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 賃 貸 料	1,140	
受 取 和 解 金	3,762	
そ の 他	42	4,972
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	339	
社 債 利 息	240	
為 替 差 損	325	
支 払 保 証 料	903	
減 価 償 却 費	750	
そ の 他	216	2,774
経 常 利 益		627,483
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	65,718	65,718
特 別 損 失		
減 損 損 失	79,636	
固 定 資 産 除 却 損	147	79,784
税 引 前 当 期 純 利 益		613,417
法人税、住民税及び事業税	177,540	
法人税等調整額	△39,646	137,894
当 期 純 利 益		475,522

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	30,000	1,172,858	1,172,858	7,500	1,540,941	1,548,441	△1,430	2,749,869	2,749,869
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△282,894	△282,894		△282,894	△282,894
当 期 純 利 益					475,522	475,522		475,522	475,522
自 己 株 式 の 取 得							△208	△208	△208
自 己 株 式 の 処 分		57,672	57,672				359	58,031	58,031
当 期 変 動 額 合 計	-	57,672	57,672	-	192,628	192,628	150	250,450	250,450
当 期 末 残 高	30,000	1,230,530	1,230,530	7,500	1,733,569	1,741,069	△1,279	3,000,320	3,000,320

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新家 徳子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社プロ・ホールディングス 監査役会
常 勤 監 査 役 星 野 義 明 ㊟
社 外 監 査 役 春 馬 学 ㊟
社 外 監 査 役 大 倉 淳 ㊟

以 上

会社沿革

- 2006年** 10月 株式会社トラスティクルー 設立
株式会社トラスティクルー名古屋支店 開設
- 2007年** 2月 株式会社トラスティクルー横浜支店 開設
- 2008年** 3月 株式会社コプロ・エンジニアードへ社名変更
8月 株式会社コプロ・エンジニアード東京支店 開設
- 2009年** 10月 株式会社コプロ・エンジニアード札幌支店 開設
- 2011年** 7月 株式会社コプロ・エンジニアード大阪支店 開設
9月 株式会社コプロ・エンジニアード首都圏支店（現 東京支店） 開設
- 2012年** 3月 プライバシーマーク認証取得
10月 株式会社コプロ・エンジニアード福岡支店 開設
- 2013年** 4月 株式会社コプロ・エンジニアード仙台支店 開設
- 2014年** 6月 株式会社コプロ・エンジニアード広島支店 開設
11月 株式会社コプロ・エンジニアードアカデミア事業部 開設
- 2015年** 5月 ホールディングス（持株会社）体制に移行
株式会社コプロ・ホールディングスに社名を変更し、同時に完全子会社として
株式会社コプロ・エンジニアードを会社分割により設立
- 2017年** 2月 自社運営求人サイト「現キャリア」運営開始
4月 株式会社コプロ・エンジニアード大宮支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード東京本社 開設
8月 株式会社コプロ・エンジニアードアカデミアセンターから「監督のタネ」へ改称
10月 株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店（現 大阪プラント支店） 開設
- 2018年** 4月 株式会社コプロ・エンジニアード金沢支店 開設
10月 株式会社コプロ・エンジニアード名古屋第二支店 開設
- 2019年** 3月 東京証券取引所マザーズ・名古屋証券取引所セントレックスに株式上場
4月 株式会社コプロ・エンジニアード東京プラント支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード名古屋プラント支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード大阪プラント支店（現 大阪支店） 開設
10月 株式会社コプロ・エンジニアード高松支店 開設
- 2020年** 4月 シンガポールにCOPRO GLOBALS PTE. LTD. 設立
株式会社コプロ・エンジニアード千葉支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード静岡支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード北九州プラント支店 開設

2021年

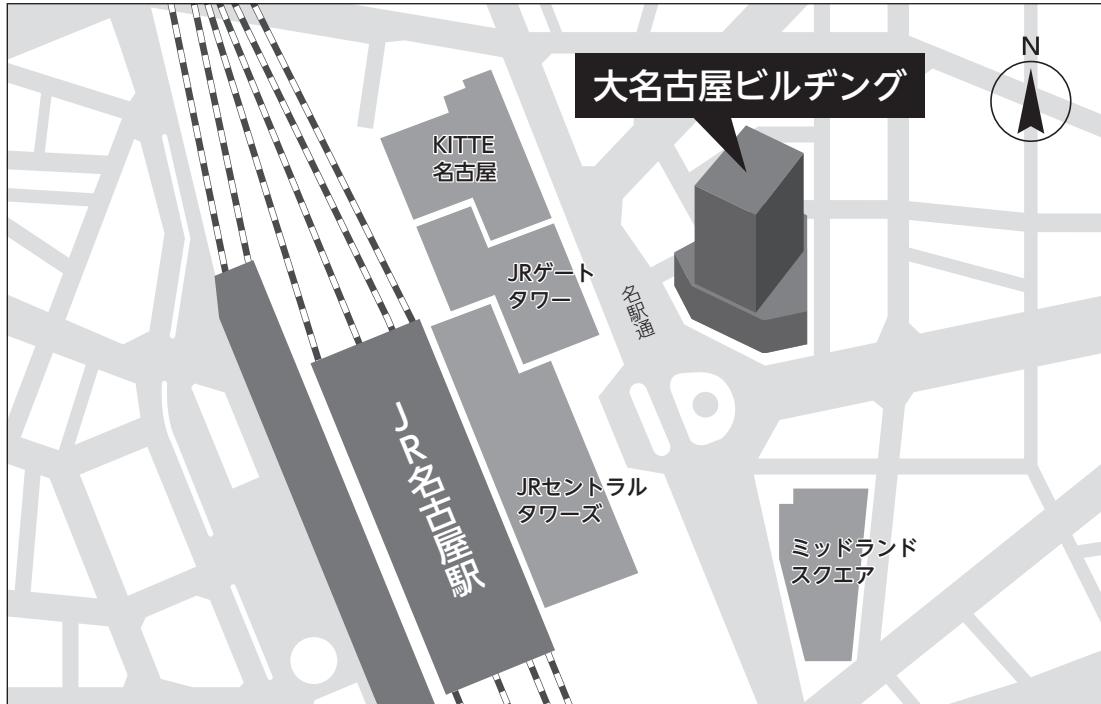
- 9月 東京証券取引所市場第一部・名古屋証券取引所市場第一部に市場変更
- 11月 株式会社コプロ・エンジニアード新潟支店 開設
- 4月 ベトナムにCOPRO VIETNAM CO., LTD. 設立
株式会社アトモスの全株式を取得し、子会社化

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
名古屋ビルディング 5階 カンファレンス内 会議室
TEL 052-589-3066



交通	J R ・ 近鉄 ・ 名鉄	名古屋駅より	徒歩約 3分
	地下鉄東山線	名古屋駅より	徒歩約 1分
	地下鉄桜通線	名古屋駅より	徒歩約 5分
	あおなみ線	名古屋駅より	徒歩約 5分

